

容器弁の安全性に関する点検 ガス系消火設備の点検告示が 改正されました！

平成25年11月26日付け 消防庁告示第19号

点検告示の改正に伴い、容器弁の安全性点検が
義務化されました！

1 経年劣化による、誤放出や
不作動を防止するために

設置後37年を経過した二酸化炭素
消火設備の容器弁は、改正告示の公
布から約2年以内*に安全性に関する
機器点検を実施することになりました。

* 設置年及び消火設備により点検期限は異なります。
詳しくは裏面の表をご覧ください。



2 容器は工場に持ち帰って
点検します。

「容器弁は点検整備して再使用」もし
くは「交換」となります。

劣化の著しいものや推奨交換年数(18年~20
年)を過ぎたものは、点検を行わず、新品の容
器弁に交換されることを推奨いたします。

容器本体*は、高圧ガス保安法に基づ
いて、耐圧試験を実施します。

容器弁を交換せずに安全性点検を実施される場合の点検項目は、次のとおりです。

外観点検

耐圧性能点検

安全装置の
作動点検

気密性能点検

表示点検

構造、形状、
寸法点検

点検の結果、一つでも不合格になると、点検を実施した全数を交換することになります。

1 仮置容器について

容器弁の安全性に関する機器点検は、設置されている容器を全数、あるいは分割した本数を工場に持ち帰って点検します。点検には、8週間程度かかりますが、その間は同一仕様の仮置容器をご用意します。一度に全数を入れ替えず、分割して2ヵ月ごとに順次入れ替える方法もあります。

2 高圧ガス保安法について

高圧ガス保安法の規定により、容器弁は消防法に基づく認定品の使用が認められ、再検査も消防法により実施されます。容器本体は、高圧ガス保安法に基づき、ガスの再充てんを行う際に前回の容器検査を受けてから5年以上が経過しているときは、「耐圧試験」等の再検査を実施することとされています。

3 メーカー点検は安心確実

容器弁の構造や形状は、メーカーごとに異なるため、消火設備の品質を維持するためには、各機器を熟知した者の点検が不可欠です。弊社製容器弁の点検は、弊社もしくは弊社製品の販売店にお任せください。

容器弁の安全性に関する機器点検につきましては、お客様の設備の状況に応じて、点検整備もしくは新品の容器弁への交換を、ご提案させていただきます。

* 特に昭和49年以前の消火設備は容器弁以外についてもあわせて更新されることを推奨いたします。(ゴムホースなど耐用年数を超過しているものについては更新を強く推奨いたします。)

点検実施期限

これまでの運用	改正された点検告示			
平成21年発出の点検要領 ¹ (消火剤の区分なし)	対象	容器弁の設置時期	実施期限	平成25年11月末 起点の期限
15年を経過後5年以内 (既に20年を経過したものは、 最小限度の期間で計画)	二酸化炭素消火剤 を用いるもの	昭和52年度3月末まで	平成28年3月末まで ²	2年4ヶ月以内
		平成5年度3月末まで	平成30年3月末まで ²	4年4ヶ月以内
		平成5年度4月以降	設置又は点検の実施後25年を経過するまで ²	-
	二酸化炭素消火剤以外 を用いるもの ³	昭和63年度3月末まで	平成30年3月末まで	4年4ヶ月以内
昭和63年度4月以降		設置又は点検の実施後30年を経過するまで	-	

1 設置後15年を経過した容器弁は、5年以内に安全性に関する機器点検を実施

2 二酸化炭素消火設備の起動用ガス容器は、設置又は点検の実施後30年を経過するまでに点検する規定となっています。

3 ハロン1301、粉末、および窒素、HFC-227eaなど新ガス系消火剤を用いるものが対象となります

点検票(改正された部分の抜粋)

点検項目	点検結果			措置内容
	種別・容量等の内容	判定	不良内容	
機 器 点 検				
消火剤貯蔵容器等 高圧式	※ 消火剤量	本		
	容器弁	外形		
		安全性		
	安全装置	外形		
		安全性		
	容器弁 開放装置	外形		
電気式 ガス圧式				